

興福寺所蔵『維摩会近來講読出仕番之記』

歴史研究室

昨年に引き続き、興福寺の古文書・典籍の調査・整理・写真撮影を行った。『興福寺典籍文書目録』第2巻についても原稿の追加作成と、作成済みの原稿の点検・補充を行った。ここでは目録第1巻収録分の第29函14号『維摩会近來講読出仕番之記』を紹介する。

はじめに本書の書誌を記す。体裁は袋綴装、料紙は楮紙で、表紙は共紙原表紙である。縦24.6cm、横17.3cm、紙数は表紙を含め10紙である。界線はなく、1面8~12行である。表紙に「興福／寺印」朱方印が1顆ある。内題・尾題はない。奥書等もないが、書風および次に述べる理由から、江戸時代前記の書写にかかるものと考えられる。すなわち第3丁に明暦4年(1658)3月の記事があるが、同年7月には万治と改元することから、本書は明暦4年3月をあまり距たらない時期に書かれたものと推定される。また、この条の右肩に「今上」の文字があり、明暦4年条の記事中にも「今年…」の記載があることもそれを裏付ける。筆者は明らかでない。表紙右下に「金勝院」とあるが、金勝院は宝永5年(1708)の「興福寺伽藍春日社境内絵図」によれば伽藍中心に近く、食堂の東北方に位置している。本書の書写あるいは所持にかかわったのであろう。

興福寺維摩会は、奈良時代以前に起源を持つ南都屈指の大会で、宮中御斎会・薬師寺最勝会とともに三会と称されており、毎年10月10日から藤原鎌足の忌日である同16日まで講堂で行われた。僧界で高位・高官に就くためには、この法会において講師を勤仕する必要があった。毎年の講師名を書き上げたものは多くあるが、著名なものとしては齐明天皇4年(658)から永禄7年(1564)までの講師名を記した『三会定一記』がある。

本書は外題に「講読出仕番之記」とあり、永正8年から明暦4年までの講師と読師の次第を記しているが、内題に「維摩会読師役之次第」とあるように、読師について記すのが主眼である。明暦4年に読師役をめぐって相論があり、おそらく本書は、それに際して参考資料として読師役を誰が勤仕したかについて永正8年からの例を列記したのであろう。それだけでなく、読師役に関する相論等の先例として康正2年(1456)、応永28年(1421)、天文18年(1549)、永享10年(1438)、明応7年(1498)、保安2年(1119)等の記事を掲げており、他の維摩会関係記録において読師の記載が少ないだけに有益である。本書の最も貴重な点は表紙の貼紙の記載にもあるように、『三会定一記』が永禄7年の講師名まで終っているのに対し、その後の講師名も記載していることである。興福寺所蔵の典籍・文書を精査すればそれぞれの年の講師名は判明するであろうが、本書のように一覧できるのは便利である。なお、毎年の記事の右肩に「某年分」とあるのは、戦乱等により遂行できなかった年の分の維摩会を行うという意味で、それにより、天正18年のように1年のうちに永享8年と9年分の二度の維摩会を行うこともありえたのである。

(加藤 優)

〔維摩会近來講讀出仕番之記〕

凡例

1 印刷の都合上、原本の体裁を変えた部分がある。

2 適宜読点を施した。

3 原本の丁替りは、新紙面の行頭に丁付及び表裏の区別(オウ)のよ
うに標示し、文章が連続する場合は丁の替り目を「で示した。」

(表紙)

寺興福印 (朱印) 金勝院

維摩会近來講讀出仕番之記

(新補貼紙) (朱書)
三会定一記ハ永祿七年マテ有之、

サレバ本書ノ天正四年以下ノ記事ハ、其欠ヲ補フニ足ルモノナ
リ、

(表紙見返)
此近來

金同司者両堂一職役、

講堂司者両堂一職役、衆僧無人故重役也、重而年腐
次第格別ニ七堂司可有之、

(1才)

(後小松院百一代)

維摩会讀師役之次第

応永廿二年分(十二月十六日)

一(永正八年講師良一譽)

(後柏原院百五代)

讀師三綱方落居泰弘

讀師之事、近來雖及相論、三綱方落居旨理運、相模法橋泰
弘致其沙汰了、

応永廿三年分(十二月十六日)

一同十二年講師円深

讀師 堂方沙汰

同廿四年分(十二月十六日)

一同十五年講師宗宣

同廿五年分(十二月十八日)

一大永元年講師経尋

同廿六年分(十二月十八日)

講師孝縁

同廿七年分(十二月十六日)

講師実憲

同廿八年分(十二月十日)

講師見円

同廿九年分(十二月十一日)

講師尊俊

同卅年分(十二月十六日)

講師空実

同卅一年分(十二月十六日)

講師覺

同卅二年分(十二月十六日)

講師光尊

同卅三年分(十二月十六日)

講師兼範

同卅四年分(十二月十六日)

講師尋

正長元年分(十二月十六日)

講師慶家

同一年分(十二月十七日)

一同十八年講師実暁

同三年分(十二月十六日)

同廿三年講師興專

同四年分(十二月廿一日)

永禄六年講師光実

同五年分(十二月十三日)

一同七年講師憲深

同五年分(十二月十六日)

一天正四年講師孝譽

同五年分(十二月十六日)

讀師役

高天

順信

法眼

讀師役

政所御沙汰(光尊)

讀師役

堂方沙汰

讀師役

隆乘沙汰三綱

讀師役

權別當(円深)

讀師役

宣舜法橋

讀師役

堂方

讀師役

淳貞法橋

讀師役

堂方

讀師役

亮乘法橋

讀師役

堂方

讀師役

政所

尋

讀師役

尊貞法眼

讀師役

堂方

讀師役

尊貞法眼

讀師役

(別筆朱書)
(定記)

同六年分十一月十六日 同五年 謽師尋憲

読師役 堂方

同七年分五月 南井房印 上百八代

読師役 政所 東北

同八年分八月一乘院 讲師慶政

読師 高天土座

同九年分十八年 讲師慶

三講師

修南 空慶

(2ウ)

同九年分 同十八年 謽師東北院兼祐 読師役 堂方

修南

同十年分 同十七年 謽師連成院 懷算陽教房 読師役 権別當

修南

同八年分五月八日 同十七年 謽師賢聖院 読師役 二条

高天土座

同九年分十一月十九日 同十八年 謽師東北院兼祐 読師役 堂方

高天土座

同九年分十一月十九日 同十八年 謽師連成院 懹算陽教房 読師役 権別當

高天土座

(4オ) (3ウ)

三綱ヨリ 読師へ扶持ノ米、悉ハカリ可返ト被仰出也、当年明暦四年ノ 読師役、堂方可為沙汰之義歟、是有様ノ被仰出給也、二条ハ寺務・権利当・堂方ト回、次第ト三綱事、此方申者、寺務・三綱・堂方・権別當」・三・堂ト回ト申、近來撰處ニ其通也、寛永十八年ノ番、為三綱處、修南院殿ヘシリツクルコト、沙汰限曲事也、

一 康正二年丙午講東院兼円、十一貫文、読師寺務方、是ハ大初任之時、読役ハ當時者供ヲ拝領申、堂方役被仰付云々、堂方二ハ不成之由、度々会式令抑留、訴訟之間無力、是モ講師弁償了、

一五石 読師 □□□年 七石 愛染院
光明院記二東北院後御代タル記ニアリ、
一 応永廿八年律威儀僧十七人參仕申ス、
二 回廊東烈立、法眼平義姿、
講師金堂未申角步行時分、論議書之、南ニ並始テ三行出仕、
威儀二行、南方ノ論義書已下、上童ノ通中ヘヨルヘシ、
共奉一行、
一 天十八 五貫文 読師西金宗明房へ渡、又三貫文 読師へ、
一 応永廿一年寺務東院光暎記二、一 当年大会読師権別當御房相当其巡之所、同公文目代相催□之處、大会ニ可被仕之間、読師沙汰事、難儀之由被申条、更無其例者也、

(4ウ)

承應会記録摘要抄下南門抜写之ノ記ニアリ、
一明応七読師役事、相当去辰年令勤仕堂方之間、公文目代・権

別當相催之處、難渉子細在之間、催權上座之所、三綱中申子細、

□事不一決、致于当日相論、定願大・性秀同莊院東金堂俄出立之五貫

文、當講五貫文、學侶一貫文、一乘院又一貫文、當講今十二貫

文又助成了、

一天文十八、讀師寺務番役、然ニ供拝領之禪徒勤仕之由、被仰

出云々、於堂方不然之由、一向無承引、仍会式抑留之間無力、

當講ニシテ又弁償之、大乘院御坊中五貫文、同兩奉行□貫文、

學侶五貫文弁償之、寺務違乱先代未聞也、

二ノ卷物ノ記ニアリ

一保安二年十月四日乙未、晴、維摩会講師布施、可被□之由、

以家職事示送左將軍許、彼示承由、讀師布施、公卿中第一人必

調進也、講師布施長者必勤也、六日丁酉晴、召維摩会勅使弁実

光、給維摩会文、略之、

一長保五年講師真興三会定一ノ尻ニ

件真興、年來閑居於勸學寺、而長者左丞相為果臼願、以六月

十六日被下講師宣旨、則御自手書写金泥新古維摩三卷・無垢

稱六卷・兩部經九卷、以十月十五日引率氏公卿七人并諸大夫等

余人、供養大會、則聽衆并寺僧供料八木三百斛、御誦經料信乃

布五百端、所公第七堂各百端、講說衆各纏頭并給度者、重以講師被任

法橋上人位、以別當權少僧都定澄被任權大僧都、被複堅義一人、

十六日朝、講師議定之間、被下宣旨於智印大法師、大會光花絕

古今、六年春、宮中金光明會殿上論議之座、被權少僧都宣、超

於春明・林懷・定好・松橋・明憲五人也、最勝會結願日、附

會勅使右少弁源致重進上僧都辭表了、同十月十四日卒、時年七
十一矣、七所公卿、大納言藤原朝臣道綱、中納言同公任、同齊
信、侍從同隆家、參議同有國、春宮大夫同懷平、三位中將同兼

隆、或云上達部七人、殿上人・諸大夫七十余人下向云々、

杉原紙ノ大帖ニアリ
当講所望之間、可遣用也云々、修南院記寫之、

初日朝座ハカリ、第二日初夜研學堅義ツクベシ第三日夕座第一日朝座ニヤカテ同初夜堅義

ツク、第四日第三日朝座ニ加住第五日第四日朝座ニヤカテ同夕座ニ寺分第六日第四日夜東大寺堅義ツクベシ第七日第五日朝座ニヤカテ同夕座ニ第八日第五日夜同夕座ニヤカテム、同第六日朝座夕座コレニ空帰アリ夕座ノ後

已講拝、其後勅使坊番論義、結風誦回向、勅使拝悦申以上、

一 第五日朝座ニ律威儀供九座目、堂家合廿一人、綱所三人、

都合廿四人、此内戒和尚并堂司三口、綱所六口分者、雖為不參

必可曳之、自余者不參之時者不曳之、永祿六年講師光実松林院、

覺慶一乘院殿、第二夜御逐業在之、持物ノ記ニ在之、

(6ウ)(8オ墨付ナシ)

(7十一代)延久三、講師貞禪、堅義十四日專寺增慶律宗逐、卷本ノ中ニアリ、

一永保三、增真雖為師重服逐之、

- 39 -